

上総第 31062 号
令和 4 年 9 月 12 日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 中川幹太

上越市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について諮問します。

記

- 1 市公式 LINE アカウントを利用した連絡業務及び通報業務に関する業務
 - (1) 市公式 LINE アカウントを利用した連絡業務及び通報業務(広報対話課)【業務登録変更】
 - (2) 市公式 LINE アカウントを利用した連絡、通報及び予約業務(広報対話課)【目的外利用登録】
 - (3) 市公式 LINE アカウントを利用した連絡業務及び通報業務(運用保守業務)(広報対話課)【業務委託登録変更】
 - (4) 市公式 LINE アカウントを利用した連絡業務及び通報業務(広報対話課)【目的外利用登録】

- 2 ふるさと上越応援寄附金事業(用地管財課)【業務委託登録変更】

- 3 インクルーシブ学校スキー授業の実証に関する業務
 - (1) インクルーシブ学校スキー授業実証事業(浦川原区総合事務所)【業務登録】
 - (2) 学校教育課及び市立幼稚園・小学校・中学校において行う幼児・児童・生徒に関する就学(就園)事務及び管理指導業務(学校教育課)【目的外利用登録】
 - (3) インクルーシブ学校スキー授業実証事業(浦川原区総合事務所)【業務委託登録】

- 4 住民基本台帳業務(市民課)【外部提供登録変更】

5 住民基本台帳業務（市民課）【外部提供登録】

6 補助金等の支給業務

- (1) 補助金等の支給業務（上越市克雪すまいづくり支援事業補助金）（建築住宅課）【目的外利用登録】
- (2) 補助金等の支給業務（上越市移住定住応援住宅取得費補助金）（自治・地域振興課）【目的外利用登録】

7 後期高齢者健康診査、特定健康診査及び特定保健指導に関する業務における情報連携業務

- (1) 後期高齢者健康診査、特定健康診査及び特定保健指導に関する業務における情報連携業務（健康づくり推進課、国保年金課）【業務登録】
- (2) 後期高齢者健康診査、特定健康診査及び特定保健指導に関する業務における情報連携業務（健康づくり推進課、国保年金課）【外部提供登録】

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 広報対話課

業務の名称	市公式 LINE アカウントを利用した連絡、通報及び予約業務
収集の目的	市公式 LINE アカウントにおいて連絡網機能、通報機能及び予約機能を使用し、サービスの向上を図る。 (根拠法令：)
収集する個人情報項目	<p>【連絡網機能】 氏名、年齢、学校名</p> <p>【通報機能】 氏名、電話番号、メールアドレス、写真に係る個人情報</p> <p>【予約機能】 氏名、電話番号</p>
収集の時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他 ()
保管の方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 市内 LAN 上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他（LINE 配信システムサーバー）
記録されている文書等の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 1年（連絡網機能、予約機能） <input checked="" type="checkbox"/> 3年（通報機能） <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【市公式 LINE アカウントを利用した連絡業務及び通報業務の業務登録変更等について】

市公式 LINE カウントを利用して、新たに窓口の予約を受け付ける予約機能を開始する。予約機能は市民課の住民基本台帳業務（個人番号カードの交付等に関する業務）で利用するため、業務登録変更及び業務委託登録変更並びに目的外利用登録を行うもの

市公式 LINE アカウントを利用した連絡業務及び通報業務の変更について

1 業務の名称 市公式 LINE アカウントを利用した連絡、通報及び予約業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
業務の名称	市公式 LINE アカウントを利用した <u>連絡業務及び通報業務</u>	市公式 LINE アカウントを利用した <u>連絡、通報及び予約業務</u>
収集の目的	市公式 LINE アカウントにおいて <u>連絡網機能及び通報機能</u> を使用し、サービスの向上を図る。	市公式 LINE アカウントにおいて <u>連絡網機能、通報機能及び予約機能</u> を使用し、サービスの向上を図る。
収集する個人情報項目	<p>【連絡網機能】</p> <p>氏名、年齢、学校名</p> <p>【通報機能】</p> <p>氏名、電話番号、メールアドレス、写真に係る個人情報</p>	<p>【連絡網機能】</p> <p>氏名、年齢、学校名</p> <p>【通報機能】</p> <p>氏名、電話番号、メールアドレス、写真に係る個人情報</p> <p>【予約機能】</p> <p>氏名、電話番号</p>
記録されている文書等の保存期間	<p>■ 1年（連絡網機能）</p> <p>■ 3年（通報機能） □ 5年</p> <p>□ 10年 □ 長期 □ その他（ ）</p>	<p>■ 1年（連絡網機能、予約機能）</p> <p>■ 3年（通報機能） □ 5年</p> <p>□ 10年 □ 長期 □ その他（ ）</p>

3 変更理由

市公式 LINE カウントを利用して、新たに窓口の予約を受け付ける予約機能を開始するため

4 変更期日

令和4年10月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

市公式LINEアカウントにおいて連絡網機能、通報機能及び予約機能を使用し、サービスの向上を図る。

(2) 業務内容

市公式LINEアカウントを通じて、市からのお知らせ及び緊急情報を配信し、市民からの不法投棄等の情報及び道路損傷等の情報を受け、又は市民から窓口の予約を受け付ける。

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課 名 広報対話課

業務の名称	市公式 LINE アカウントを利用した連絡、通報及び予約業務	
利用又は提供する目的	市公式 LINE アカウントにおいて予約機能を使用し、サービスの向上を図る。 (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、電話番号	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LINE 配信システムサーバー)	
利用又は提供する相手先	名称	市民課
	業務の名称	住民基本台帳業務 (個人番号カードの交付等に関する業務)
利用又は提供する期間	令和 4 年 10 月 1 日から業務終了まで	

市公式LINEアカウントを利用した連絡、通報及び予約業務の目的外利用について

- 1 業務の名称 市公式LINEアカウントを利用した連絡、通報及び予約業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
市公式LINEアカウントにおいて連絡網機能、通報機能及び予約機能を使用し、サービスの向上を図る。
 - (2) 業務内容
市公式LINEアカウントを通じて、市からのお知らせ及び緊急情報を配信し、市民からの不法投棄等の情報及び道路損傷等の情報を受け、又は市民から窓口の予約を受け付ける。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、電話番号
- 4 利用又は提供できる理由
本人同意
- 5 利用又は提供する方法
LINE 配信システムサーバー
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
住民基本台帳業務（個人番号カードの交付等に関する業務）
 - (2) 業務の概要
住民異動（転入、転出、転居、世帯変更等）届の受理及び登録処理
個人番号カードの交付等の処理
- 7 利用期日又は提供開始日
令和4年10月1日

個人情報取扱業務委託（変更）（諮問）

課 名 広報対話課

委託する業務の名称	市公式 LINE アカウントを利用した連絡、通報及び予約業務（運用保守業務）
委託する相手先	受託者
委託する理由	システムを適切に運用保守管理するため
委託する期間	契約締結日から業務終了まで
取り扱う個人情報の項目	<p>【連絡網機能】 氏名、年齢、学校名</p> <p>【通報機能】 氏名、電話番号、メールアドレス、写真に係る個人情報</p> <p>【予約機能】 氏名、電話番号</p>
個人情報の提供方法	LINE 配信システムサーバー
個人情報保護に係る委託条件	機密保持に関する事項、再委託の禁止又は制限に関する事項、目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項、事故発生時における報告義務に関する事項、情報の授受及び搬送・保管及び廃棄に関する事項、契約違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項、情報の管理について調査に応ずる義務など

市公式LINEアカウントを利用した連絡業務及び通報業務（運用保守業務）の変更について

1 業務の名称 市公式LINEアカウントを利用した連絡業務及び通報業務（運用保守業務）

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
委託する業務の名称	市公式LINEアカウントを利用した <u>連絡業務及び通報業務</u> （運用保守業務）	市公式LINEアカウントを利用した <u>連絡、通報及び予約業務</u> （運用保守業務）
取り扱う個人情報項目	<p>【連絡網機能】</p> <p>氏名、年齢、学校名</p> <p>【通報機能】</p> <p>氏名、電話番号、メールアドレス、 写真に係る個人情報</p>	<p>【連絡網機能】</p> <p>氏名、年齢、学校名</p> <p>【通報機能】</p> <p>氏名、電話番号、メールアドレス、 写真に係る個人情報</p> <p>【予約機能】</p> <p>氏名、電話番号</p>

3 変更理由

市公式LINEアカウントを利用して、新たに窓口の予約を受け付ける予約機能を開始するため

4 変更期日

令和4年10月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

市公式LINEアカウントにおいて連絡網機能、通報機能及び予約機能を使用し、サービスの向上を図る。

(2) 業務内容

市公式LINEアカウントを通じて、市からのお知らせ及び緊急情報を配信し、市民からの不法投棄等の情報及び道路損傷等の情報を受け、又は市民から窓口の予約を受け付ける。

目的外利用

保有個人情報 登録票 (諮問)
外部提供

課名 広報対話課

業務の名称	市公式LINEアカウントを利用した連絡業務及び通報業務	
利用又は提供する目的	市公式LINEアカウントにおいて通報機能を使用し、サービスの向上を図る。 (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、電話番号、メールアドレス、写真に係る個人情報	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LINE 配信システムサーバー)	
利用又は提供する相手先	名称	道路課
	業務の名称	陳情、問合せ、相談、苦情及び意見に関する業務 (道路維持管理業務)
利用又は提供する期間	令和4年8月31日から業務終了まで	

【市公式 LINE アカウントを利用した連絡業務及び通報業務の目的外利用について】

市公式 LINE カウントを利用して、新たに市民から道路の舗装や側溝などの損傷に関する情報を受け取る通報機能を開始する。当該通報機能は道路課の道路維持管理業務で利用するため、目的外利用登録を行うもの。当該通報機能の仕組み及び収集する個人情報の項目は、6月の審議会で諮問した不法投棄や違反ごみ等の情報を受け取る通報機能と同じである。

【8月31日に業務を開始する理由】

- ・道路の損傷の通報については、現状では電話、メール、書面による通報手段を用いているが、LINEでの通報手段が追加されることにより、道路の損傷をより多く把握できるようになり、事故を未然に防止することができるようになる。道路利用者の安全を確保するために1日でも早く利用を開始したい。
- ・道路の通報機能を後から拡充した場合、機能が急に追加されることになり、市民にとって分かりにくいいため、一度で分かりやすく周知したい。

市公式 LINE アカウントを利用した連絡業務及び通報業務の目的外利用について

- 1 業務の名称 市公式 LINE アカウントを利用した連絡業務及び通報業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
市公式 LINE アカウントにおいて連絡網機能及び通報機能を使用し、サービスの向上を図る。
 - (2) 業務内容
 - ・市公式 LINE アカウントを通じて、連絡網の登録者に市からのお知らせや緊急情報を配信する。
 - ・市公式 LINE アカウントを通じて、市民から不法投棄や違反ごみ等の情報及び道路の損傷について通報を受ける。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、電話番号、メールアドレス、写真に係る個人情報
- 4 利用又は提供できる理由
本人の同意
- 5 利用又は提供する方法

LINE 配信システムサーバー

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

陳情、問合せ、相談、苦情及び意見に関する業務（道路維持管理業務）

(2) 業務の概要

道路の舗装や側溝などの損傷を早期に修繕し、道路利用者の安全・安心を確保する。

7 利用期日又は提供開始日

令和4年8月31日

※ 当該業務については、市民課の予約業務が開始される10月1日に業務名称を「市公式LINEアカウントを利用した連絡業務及び通報業務」から「市公式LINEアカウントを利用した連絡、通報及び予約業務」に変更するものとする。

個人情報取扱業務委託（変更）（諮問）

課 名 用地管財課

委託する業務の名称	ふるさと上越応援寄附金事業
委託する相手先	受託業者
委託する理由	ふるさと納税ポータルサイトを利用した寄附金の受付・収入、謝礼提供業者の登録・管理、謝礼の贈呈、ワンストップ特例申請の受付及びシステムを利用した寄附者に関する情報の一元管理を行うため
委託する期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、個人番号、メールアドレス、収納情報、謝礼の種類、金融機関情報、決済方法、賦課情報、滞納情報、職種、役職、資格、技術
個人情報の提供方法	コンピュータ処理
個人情報保護に係る委託条件	<p>受託者は、上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・業務の再委託の禁止 <p>など</p>

【ふるさと上越応援寄附金事業の業務委託登録の変更について】

現在、市窓口で受付を行っているワンストップ特例申請について、受託業者でふるさと納税ポータルサイトアプリにおけるワンストップ特例申請サービスを開始することに伴い、本市において当該サービスを導入し、寄附者の利便性の向上を図るため、委託する理由に「ワンストップ特例申請の受付」を、取り扱う個人情報の項目に「個人番号」を追加するもの

ふるさと上越応援寄附金事業の変更について

1 業務の名称 ふるさと上越応援寄附金事業

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
委託する理由	ふるさと納税ポータルサイトを利用した寄附金の受付・収入、謝礼提供業者の登録・管理、謝礼の贈呈____ ____及びシステムを利用した寄附者に関する情報の一元管理を行うため	ふるさと納税ポータルサイトを利用した寄附金の受付・収入、謝礼提供業者の登録・管理、謝礼の贈呈、 <u>ワンストップ特例申請の受付</u> 及びシステムを利用した寄附者に関する情報の一元管理を行うため
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、性別、電話番号____、メールアドレス、収納情報、謝礼の種類、金融機関情報、決済方法、賦課情報、滞納情報、職種、役職、資格、技術	氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、 <u>個人番号</u> 、メールアドレス、収納情報、謝礼の種類、金融機関情報、決済方法、賦課情報、滞納情報、職種、役職、資格、技術

3 変更理由

受託業者において、ふるさと納税ポータルサイトアプリにてワンストップ特例申請サービスを開始することに伴い、本市において当該サービスを導入し、寄附者の利便性の向上を図るため

4 変更期日

令和4年11月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

当市の地域振興及び諸課題の解決に係る財源を確保するとともに、当市の様々な魅力ある製品の需要を高めるため、ふるさと納税制度を活用して寄附を募るもの

(2) 業務内容

寄附金の受付・収納、謝礼等の贈呈、謝礼提供事業者の登録、管理、ワンストップ特例申請の受付、管理システムによる各情報の一元管理

個人情報業務登録票（諮問）

課 名 浦川原区総合事務所

業務の名称	インクルーシブ学校スキー授業実証事業
収集の目的	<p>・障がいがあるなどの事情で特別な配慮を要する児童・生徒が、特別な配慮を要しない児童・生徒と一緒に学校スキー授業を受けられるように、心身の状態に合わせた合理的な配慮と安全で効果的な指導を行うため</p> <p>・インクルーシブ学校スキー授業の受入れに関する知見や技術を習得するとともに、課題の把握と分析により、より良い受入体制整備に役立てるため</p> <p style="text-align: right;">（根拠法令： — ）</p>
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、学校名、血液型、健康状態、身体機能、診療情報、体格、性格、身体特性、心身障害情報、活動内容（スポーツ歴）
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 本人</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ）</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意</p> <p> <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ）</p> <p> <input type="checkbox"/> 緊急</p> <p> <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
保管の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【インクルーシブ学校スキー授業実証事業の業務登録等について】

障がい等の要因で学校スキー授業に参加できなかった児童・生徒が、クラスメイトとともにスキー授業を受けられるよう実施するインクルーシブ学校スキー授業実証事業の実施に当たり、個人情報収集のため業務登録をするもの。また、各学校から児童・生徒の個人情報の目的外利用が必要なことから目的外利用登録をするもの。

あわせて、実証事業は、キューピットバレイスキー場を運営し、学校スキー授業の受入れを行っている柵スマイルリゾートに業務を委託して行うため、業務委託登録をするもの

インクルーシブ学校スキー授業実証事業の概要について

1 業務の名称 インクルーシブ学校スキー授業実証事業

2 業務の概要

(1) 実施目的

障がい等の要因で学校スキー授業に参加できなかった児童・生徒が、クラスメイトとともにスキー授業を受けられる「インクルーシブ学校スキー授業」の実証事業を行い、受入れに関する知見や技術を習得し、より良い受入れ体制を整備する。

(2) 業務内容

市内の小・中学校で行われる学校スキー授業に際して、障がいがあるなどの事情で特別な配慮を要する児童・生徒のうち、希望する児童・生徒を対象に「障がい者スキープログラム」を提供する。

3 収集する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、学校名、血液型、健康状態、身体機能、診療情報、体格、性格、身体特性、心身障害情報、活動内容（スポーツ歴）

4 収集の方法

本人から直接収集又は本人（保護者）の同意を得て学校を通して収集する。

5 収集開始日

令和4年10月1日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 学校教育課

業務の名称	学校教育課及び市立幼稚園・小学校・中学校において行う幼児・児童・生徒に関する就学（就園）事務及び管理指導業務	
利用又は提供する目的	障がいがあるなどの事情で特別な配慮を要する児童・生徒が、特別な配慮を要しない児童・生徒と一緒に学校スキー授業を受けられるようにするため (根拠法令： —)	
利用又は提供する保有個人情報 の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、学校名、血液型、健康状態、身体機能、診療情報、体格、性格、身体特性、心身障害情報、活動内容（スポーツ歴）	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	浦川原区総合事務所
	業務の名称	インクルーシブ学校スキー授業実証事業
利用又は提供する期間	令和4年10月1日から業務終了まで	

学校教育課及び市立幼稚園・小学校・中学校において行う幼児・児童・生徒に関する
就学（就園）事務及び管理指導業務の目的外利用について

1 業務の名称

学校教育課及び市立幼稚園・小学校・中学校において行う幼児・児童・生徒に関する就学（就園）事務及び管理指導業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

学校の管理運営、就学事務、学級編制、教科書給与、統計、学校行事、保健管理、給食、学習指導、生活指導、人権教育、安全教育、課外活動、情報教育、特別支援教育、就学支援委員会、健康教育、図書館教育、修学旅行、校外学習、就学援助、特別支援教育就学奨励費、日本語支援その他学校教育の指導助言のため

(2) 業務内容

学校教育課及び市立幼稚園・小学校・中学校において行う実施目的に関する業務

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、学校名、血液型、健康状態、身体機能、診療情報、体格、性格、身体特性、心身障害情報、活動内容（スポーツ歴）

4 利用又は提供できる理由

本人（保護者）の同意

5 利用又は提供する方法

文書の交付

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 実施目的

障がい等の要因で学校スキー授業に参加できなかった児童・生徒が、クラスメイトとともにスキー授業を受けられる「インクルーシブ学校スキー授業」の実証事業を行い、受入れに関する知見や技術を習得し、より良い受入れ体制を整備する。

(2) 業務内容

市内の小・中学校で行われる学校スキー授業に際して、障がいがあるなどの事情で特別な配慮を要する児童・生徒のうち、希望する児童・生徒を対象に「障がい者スキープログラム」を提供する。

7 利用期日又は提供開始日

令和4年10月1日

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 浦川原区総合事務所

委託する業務の名称	インクルーシブ学校スキー授業実証事業
委託する相手先	株式会社スマイルリゾート
委託する理由	本業務は、学校スキー授業の受入れと併せて行うものであり、市内唯一の本格的スキー場であるキューピットバレイスキー場を運営し、学校スキー授業の受入れを行っている㈱スマイルリゾートに委託する必要がある。また、同社は障がい者スキーの受入実績があり、技術及び知見を有している。
委託する期間	契約締結日から業務終了まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、学校名、血液型、健康状態、身体機能、診療情報、体格、性格、身体特性、心身障害情報、活動内容（スポーツ歴）
個人情報の提供方法	文書の交付
個人情報保護に係る委託条件	市は個人情報の保護について仕様書に明記し、その遵守について㈱スマイルリゾートに誓約書の提出を求める。㈱スマイルリゾートは、本事業の実施に当たり信州大学及び慶応義塾大学から「障がい者スキープログラム」について技術的支援を受ける予定であり、受託者と同様の条件を付した上で、仕様書に記載された範囲内で、信州大学及び慶応義塾大学のスタッフにも個人情報を提供する。

インクルーシブ学校スキー授業実証事業の概要について

1 業務の名称 インクルーシブ学校スキー授業実証事業

2 業務の概要

(1) 実施目的

障がい等の要因で学校スキー授業に参加できなかった児童・生徒が、クラスメイトとともにスキー授業を受けられる「インクルーシブ学校スキー授業」の実証事業を行い、受入れに関する知見や技術を習得し、より良い受入れ体制を整備する。

(2) 業務内容

市内の小・中学校で行われる学校スキー授業に際して、障がいがあるなどの事情で特別な配慮を要する児童・生徒のうち、希望する児童・生徒を対象に「障がい者スキープログラム」を提供する。

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、学校名、血液型、健康状態、身体機能、診療情報、体格、性格、身体特性、心身障害情報、活動内容（スポーツ歴）

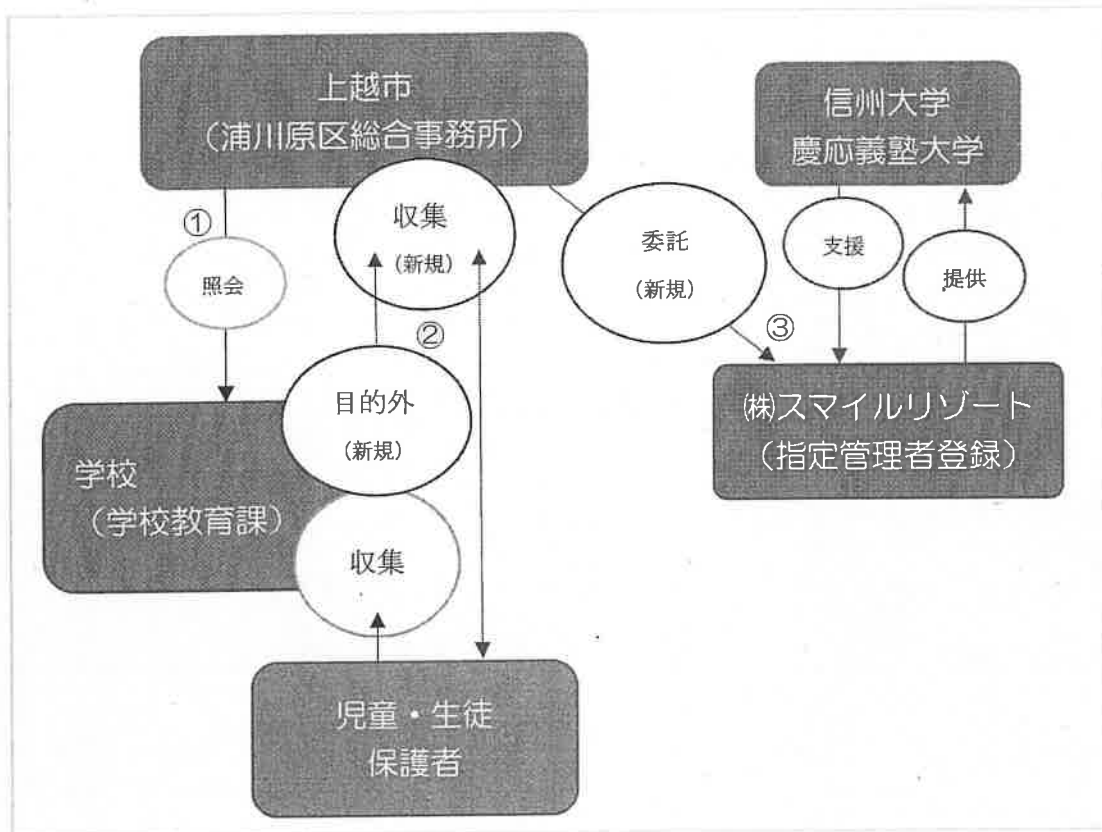
4 委託する期間

契約締結日から業務終了まで

5 個人情報の提供方法

文書の交付

インクルーシブ学校スキー授業実証事業にて予定している個人情報収集及び利用の流れ



- ① 浦川原区総合事務所から学校へ、特別な配慮を要する児童・生徒の在籍について照会する。
- ② 学校から浦川原区総合事務所へ、本人・保護者の同意を前提として、該当する児童・生徒の氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、学校名、血液型、健康状態、身体機能、診療情報、体格、性格、身体特性、心身障害情報、活動内容（スポーツ歴）について情報提供する。
 ※ 学校スキー授業のほか、該当する児童・生徒の家族への説明や体験会を実施する場合は、学校を介さず、児童・生徒（保護者）から直接、個人情報を収集する場合がある。
- ③ 上越市（浦川原区総合事務所）が（株）スマイルリゾートへ、インクルーシブ学校スキー授業実証事業の実施を委託し、児童・生徒の個人情報を実施に必要な情報として提供する。
 ※ 市は、（株）スマイルリゾートへの委託にあたり、個人情報管理について仕様書に明記し、その遵守について誓約書の提出を求める。（株）スマイルリゾートは、本事業の実施に当たり信州大学及び慶応義塾大学から「障がい者スキープログラム」について技術的支援を受ける予定であり、受託者と同様の条件を付した上で、仕様書に記載された範囲内で、信州大学及び慶応義塾大学のスタッフにも個人情報を提供する。

目的外利用
 保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
外部提供

課 名 市民課

業務の名称	住民基本台帳業務	
利用又は提供 する目的	出生・死亡に関する情報について、親族等の承諾を得た場合に限り、報道機関へ提供するため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、性別、生年月日、居住区域、出生、死亡	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供 する相手先	名称	【産声・おくやみ情報提供】 上越タイムス、上越よみうり、新潟日報、JCV、有線放送、FM上越、朝日新聞 【おくやみ情報提供】 読売新聞、毎日新聞、産経新聞、にいがた経済新聞、上越タウンジャーナル
	業務の名称	産声・おくやみ公表業務
利用又は提供 する期間	通年	

【住民基本台帳業務の外部提供登録の変更について】

報道機関へ提供する出生・死亡に関する情報について、令和4年10月から提供先を追加するとともに、提供不要の申出があった提供先を削除する。あわせて、外部提供の承諾は、報道機関を明示した上で一括して得ているため、利用又は提供目的の文言を変更するもの

住民基本台帳業務の変更について

1 業務の名称 住民基本台帳業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供目的	出生・死亡に関する情報について、親族等の承諾を得た場合に限り、希望する報道機関へ提供するため	出生・死亡に関する情報について、親族等の承諾を得た場合に限り、_____報道機関へ提供するため
利用又は提供する相手先	<p>【産声・おくやみ情報提供】</p> <p>上越タイムス、上越よみうり、新潟日報、JCV、有線放送、FM上越、<u>上越ニックスサービス</u>、朝日新聞</p> <p>【おくやみ情報提供】</p> <p>読売新聞、毎日新聞、産経新聞</p> <p>_____</p>	<p>【産声・おくやみ情報提供】</p> <p>上越タイムス、上越よみうり、新潟日報、JCV、有線放送、FM上越_____、朝日新聞</p> <p>【おくやみ情報提供】</p> <p>読売新聞、毎日新聞、産経新聞、<u>にいがた経済新聞</u>、<u>上越タウンジャーナル</u></p>

3 変更理由

出生・死亡に関する外部提供の承諾は、報道機関を明示した上で一括して得ているため文言を整理するとともに、死亡に関する外部提供先の追加及び提供不要の申出があった提供先を削除するため

4 変更期日

令和4年9月12日（利用又は提供する相手先の追加は、令和4年10月1日）

5 業務の概要

(1) 実施目的

住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため

(2) 業務内容

住民異動（転入、転出、転居、世帯変更等）届の受理及び登録処理

【住民基本台帳業務の外部提供登録について】

自衛官及び自衛官候補生の募集について、これまで、自衛隊新潟地方協力本部が住民基本台帳の閲覧制度を利用し、対象者の個人情報を収集していた。令和3年2月5日付けの防衛省及び総務省の通知により法令に基づく提供が可能であることが明確に示されたことから、他市の実施状況等を踏まえ、市から提供することとするため、外部提供登録をするもの

住民基本台帳業務の外部提供について

- 1 業務の名称 住民基本台帳業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため
 - (2) 業務内容
住民異動（転入、転出、転居、世帯変更等）届の受理及び登録処理
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、性別、住所、生年月日
- 4 利用又は提供できる理由
自衛隊法施行令第120条
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
自衛官及び自衛官候補生の募集に関する業務
 - (2) 業務の概要
自衛官及び自衛官候補生の募集を行う
- 7 利用期日又は提供開始日
令和4年9月12日

防人育第1450号
総行住第14号
令和3年2月5日

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

防衛省人事教育局人材育成課長
総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について (通知)

令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しをいう。以下同じ。)を国に提出できることの明確化について提案があり、別添のとおり「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和2年12月18日に閣議決定されました。

この住民基本台帳の一部の写しの国への提出については、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条に基づき、現行においても実施可能であるところですが、改めて下記のとおり通知します。

つきましては、貴職におかれましては、この旨を貴都道府県内の市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報(氏名、住所、生年月日及び性別をいう。)に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。
- 2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。

以上

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 建築住宅課

業務の名称	補助金等の支給業務（上越市克雪すまいづくり支援事業補助金）	
利用又は提供 する目的	補助金の支給の状況を審査し、重複して補助金を交付することを防ぐため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、住所、電話番号、暴力団情報など補助金等の交付申請書、決定通知書 及び実績報告書にある情報	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供 する相手先	名称	自治・地域振興課
	業務の名称	補助金等の支給業務(上越市移住定住応援住宅取得費補助金)
利用又は提供 する期間	随時	

【補助金等の支給業務（上越市克雪すまいづくり支援事業補助金及び上越市移住定住応援住宅取得費補助金）の目的外利用登録について】

建築住宅課が実施する上越市克雪すまいづくり支援事業補助金と自治・地域振興課が実施する上越市移住定住応援住宅取得費補助金について、補助金を重複して交付することを防ぐため、本人同意を得て、相互に補助金の活用状況を確認することから、目的外利用登録をするもの

補助金等の支給業務（上越市克雪すまいづくり支援事業補助金）の目的外利用について

- 1 業務の名称 補助金等の支給業務（上越市克雪すまいづくり支援事業補助金）
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
雪下ろしの負担軽減及び危険防止を図るため、住宅の克雪化に要する経費の一部を補助する。
 - (2) 業務内容
上越市内に住所を有する又は市外に住所を有し定住を目的に転入する人に対して、住宅の克雪化（克雪住宅の新築・購入又は克雪住宅への改築・改修）に要する経費の一部を補助する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、電話番号、暴力団情報など補助金等の交付申請書、決定通知書及び実績報告書にある情報
- 4 利用又は提供できる理由
本人同意
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写、コンピュータ処理等
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
補助金等の支給業務（上越市移住定住応援住宅取得費補助金）
 - (2) 業務の概要
若者や子育て世代の本市への移住及び定住を促進し、地域の活力向上を図るため、住宅を取得した人に対して、住宅取得費の一部を補助するもの
- 7 利用期日又は提供開始日
令和4年9月12日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課 名 自治・地域振興課

業務の名称	補助金等の支給業務（上越市移住定住応援住宅取得費補助金）	
利用又は提供する目的	補助金の支給の状況を審査し、重複して補助金を交付することを防ぐため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、暴力団情報など補助金等の交付申請書、決定通知書及び実績報告書にある情報	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	建築住宅課
	業務の名称	補助金等の支給業務（上越市克雪すまいづくり支援事業補助金）
利用又は提供する期間	随時	

補助金等の支給業務（上越市移住定住応援住宅取得費補助金）の目的外利用について

- 1 業務の名称 補助金等の支給業務（上越市移住定住応援住宅取得費補助金）
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
若者や子育て世代の本市への移住及び定住を促進し、地域の活力向上を図るため、住宅を取得した人に対して、住宅取得費の一部を補助する。
 - (2) 業務内容
市外から移住し市内で住宅を取得（新築、建売・中古住宅の購入）した人に対して、住宅取得費の一部を補助する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、電話番号、暴力団情報など補助金等の交付申請書、決定通知書及び実績報告書にある情報
- 4 利用又は提供できる理由
本人同意
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写、コンピュータ処理等
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
補助金等の支給業務（上越市克雪すまいづくり支援事業補助金）
 - (2) 業務の概要
雪下ろしの負担軽減及び危険防止を図るため、住宅の克雪化に要する経費の一部を補助する。
- 7 利用期日又は提供開始日
令和4年9月12日

【後期高齢者健康診査、特定健康診査及び特定保健指導に関する業務における情報連携業務の業務登録、外部提供登録について】

新潟県国民健康保険団体連合会がシステム改修を予定しており、後期高齢者医療広域連合の被保険者が県を跨いで異動した際に、異動後の保険者（A 県）が、異動前の保険者（B 県）が保有している被保険者に係る情報を利用することが可能になる。

これまで、各種健康診査及び保健指導において、国保データベース（KDB）システムを利用した県内の被保険者に係る情報連携を行っていたが、県外の被保険者の情報が利用できることとなったことから、今後の保健事業に活用するため業務登録及び外部提供登録をするもの。

なお、登録に当たっては、業務の内容、理由を分かりやすく整理するため、これまで「市民健康診査、後期高齢者健康診査」「特定健康診査及び特定保健指導に関する業務」の中で対応していた情報連携業務の部分を切り出し、新たに登録し直すもの

後期高齢者健康診査、特定健康診査及び特定保健指導に関する業務における情報連携業務の概要について

- 1 業務の名称 後期高齢者健康診査、特定健康診査及び特定保健指導に関する業務における情報連携業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため
 - (2) 業務内容
国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者の健診・医療・介護の情報を連携し、国保データベース（KDB）システムから統計情報や個人の健康に関するデータを収集・分析・活用することにより、効果的な保健事業を実施する。
- 3 収集する個人情報の項目
氏名、性別、住所、生年月日、診療情報、医療保険情報
- 4 収集の方法
新潟県国民健康保険団体連合会の国保データベース（KDB）システムに連携して収集する。
- 5 収集開始日
令和4年9月12日

目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）

外部提供

課名 健康づくり推進課、国保年金課

業務の名称	後期高齢者健康診査、特定健康診査及び特定保健指導に関する業務における情報連携業務	
利用又は提供する目的	高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため (根拠法令：国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法)	
利用又は提供する保有個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、診療情報、医療保険情報	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	新潟県国民健康保険団体連合会、市区町村、国保組合、後期高齢者医療広域連合
	業務の名称	国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者に対する保健事業
利用又は提供する期間	随時	

後期高齢者健康診査、特定健康診査及び特定保健指導に関する業務における情報連携業務の外部提供について

- 1 業務の名称 後期高齢者健康診査、特定健康診査及び特定保健指導に関する業務における情報連携業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため
 - (2) 業務内容
国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者の健診・医療・介護の情報を連携し、国保データベース（KDB）システムから統計情報や個人の健康に関するデータを収集・分析・活用することにより、効果的な保健事業を実施する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、性別、住所、生年月日、診療情報、医療保険情報
- 4 利用又は提供できる理由
国民健康保険法第 82 条第 4 項、第 5 項及び第 12 項、高齢者の医療の確保に関する法律第 125 条の 3 第 1 項から第 4 項まで、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 112 条の 3 及び第 112 条の 4、介護保険法第 115 条の 45 第 6 項及び第 7 項
- 5 利用又は提供する方法
コンピュータ処理等
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者に対する保健事業
 - (2) 業務の概要
健診・医療・介護の情報を連携した、統計情報や個人の健康に関するデータを国保データベース（KDB）システムから収集し分析・活用する。
- 7 利用期日又は提供開始日
令和 4 年 9 月 1 2 日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大 森 康 正 様

上越市長 中 川 幹 太

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づく
諮問及び報告について

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づき、下記の特定期間個人情報保護評価について諮問し、及び報告します。

記

- 1 上越市市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務【諮問】
- 2 寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務【報告】

特定個人情報保護評価書 変更箇所

※1 下線部が変更箇所
 ※2 組織改編に伴う変更は割愛

No.	課名	保護評価書 番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
1	用地管財課	B052	基礎項目評価書	IV リスク対策-4.特定 個人情報ファイルの取扱 いの委託	委託区分の変更(無→有)	委託しない[○] 委託先における不正な使用等へのリスク対策は十分 か →(回答なし)	委託しない[] 委託先における不正な使用等へのリスク対策は十分 か →十分である	ふるさと納税ワンストップ特例の業務委託 の開始に伴う区分変更
2	収納課	C047	重点項目評価書	II 特定個人情報ファイル の概要 4. 特定個人情 報ファイルの取扱いの委 託 委託事項2 ④	再委託区分の変更(有→無)	再委託する	再委託しない	従前の再委託先が委託先に吸収合併され たため、再委託に該当しなくなったことによ る区分変更。

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	上越市市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

令和3年6月25日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム3	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<p>(1)自治体中間サーバー連携機能 自治体中間サーバーまたは自治体中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報等を通知する機能。</p> <p>(2)宛名情報等管理機能 統合宛名管理システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひもづけて保存し、管理する機能。</p> <p>(3)宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>(4)既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報を通知する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 （自治体中間サーバー）</p>
システム4	
①システムの名称	自治体中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、統合宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>(1)符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2)情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>(3)情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>(4)既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名管理システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、本市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合利用番号連携サーバーにおいて行う。</p> <p>(5)情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>(6)情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>(7)データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(8)セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>(9)職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>(10)システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 （</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・収納管理情報ファイル ・滞納管理情報ファイル 	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第8項、第16項、第19項、第30項及び第35項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第18条、第24条及び第26条 (※別表第一第8項のうち保育所に関する事務に係る命令は未公布)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 第3項、第26項、第42項、第87項、第93項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第3条、第19条、第25条、 第44条、第46条 2. 別表第二における情報照会の根拠 なし
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 収納課
②所属長の役職名	収納課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
・滞納管理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	上越市において、総合行政システム(G-Partner)及び滞納管理システム上で管理する調定情報の納付義務者と関係者(世帯員、送付先、納税管理人など)のうち、個人番号を有する者
その必要性	・収納管理及び滞納整理業務における本人確認のため ・名寄せの必要性を把握し、適切な滞納整理事務を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (納付交渉や預金調査等の実態調査によって知り得た滞納者の情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報：本人確認を行うために必要。 ・連絡先：催告書、滞納処分通知書の送付や納付交渉を行う場合に必要。 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けに必要。 ・その他住民票関係情報：滞納整理上において本人の住居所、世帯員情報等を把握するために必要。 ・地方税関係情報：滞納者の実態を把握するために必要。 ・医療保険関係情報：滞納者実態を調査し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。 ・生活保護・社会福祉関係情報：滞納者の支払能力、滞納処分の停止とする際の判断材料として必要。 ・雇用・労働関係情報：滞納者の収入を把握し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。 ・年金関係情報：滞納者の収入を把握し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。 ・その他：滞納整理において滞納者との納付交渉を通して生活状況を把握し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、税務課、保育課、国保年金課、建築住宅課、 高年齢者支援課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、金融機関、保険会社) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理を確実、適正に行うため	
④使用の主体	使用部署	収納課、税務課、国保年金課、建築住宅課、保育課、高年齢者支援課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グループ
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 納付者からの問い合わせに対して、個人番号を使用して収納状況を突合する。 2. 個人番号を利用して名寄せを行う候補者を抽出する。 3. 納付者(滞納者)の合意を得て、猶予等申請書への記載を行う。	
	情報の突合	上記の事務において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 委託しない (2) 件	
委託事項1	総合行政システム(G-Partner)のシステム保守および運用	
①委託内容	システムの保守および運用管理を行う。	
②委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満]	
③委託先名	株式会社BSNアイネット上越支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない]
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	滞納管理システムのシステム保守および運用	
①委託内容	システムの保守および運用管理を行う。	
②委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満]	
③委託先名	富士通Japan株式会社新潟支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない]
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている (5) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二に定める事務	
③提供する情報	番号法別表第二に定める収納情報(課税状況、納付状況、滞納状況、資産状況等)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・生体認証で入退室管理を行っているサーバ室に設置してあるサーバ内に保管。 ・サーバーへのアクセスは、ID/パスワード及び生体認証を必要とする。 	
7. 備考		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

収納管理・滞納管理情報

ア)宛名情報

1. 個人番号、2. 宛名コード、3. 郵便番号、4. 住所、5. 方書、6. 氏名カナ、7. 氏名漢字、8. 性別、9. 生年月日、10. 続柄、11. 同一人コード

イ)送付先情報

1. 送付先種別、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所、4. 送付先方書、5. 送付先氏名カナ、6. 送付先氏名漢字、7. 登録年月日、8. 登録事由、9. 取消年月日、10. 取消事由、11. 備考

ウ)連絡先情報

1. 連絡先種別、2. 連絡先名称、3. 連絡先電話番号、4. 登録年月日、5. 登録事由、6. 取消年月日、7. 取消事由、8. 備考

エ)口座情報

1. 金融機関コード、2. 店舗コード、3. 口座種別、4. 口座番号、5. 口座名義人、6. 登録年月日、7. 登録事由、8. 取消年月日、9. 取消事由、10. 備考、11. 利用税目

オ)戸籍情報

1. 調査年月日、2. 本籍地、3. 筆頭者

カ)調定情報

1. 調定年度、2. 課税年度、3. 税目、4. 通知書番号、5. 期別、6. 本税調定額、7. 督促手数料調定額、8. 延滞金調定額、9. 督促発行日、10. 督促公示日、11. 時効予定日、12. 欠損年度、13. 欠損年月日、14. 欠損事由、15. 会計年度

キ)収納情報

1. 調定年度、2. 課税年度、3. 税目、4. 通知書番号、5. 期別、6. 本税収納額、7. 督促手数料収納額、8. 延滞金収納額、9. 領収年月日、10. 収納年月日、11. 納付区分

ク)滞納個人情報

1. 担当者、2. 地区、3. 滞納理由、4. 職業、5. 特記事項、6. 催告停止開始日、7. 催告停止終了日、8. 催告停止事由、9. 備考

ケ)交渉経過情報

1. 交渉年月日、2. 交渉時刻、3. 分類、4. 記事内容、5. 応対者、6. 予定年月日、7. 予定区分、8. 入力担当者、9. 備考

コ)分割納付情報

1. 誓約日、2. 支払方法、3. 開始年月日、4. 終了年月日、5. 分納回数、6. 分納金額、7. 取消年月日、8. 取消事由

サ)納付委託情報

1. 受託年月日、2. 証券種類、3. 証券番号、4. 券面額、5. 支払期日、6. 支払人、7. 支払場所、8. 取消年月日、9. 取消事由

シ)徴収猶予情報

1. 申請年月日、2. 開始年月日、3. 終了年月日、4. 猶予事由、5. 延滞金減免率、6. 決裁年月日、7. 通知年月日、8. 取消起案日、9. 取消事由、10. 取消決裁年月日、11. 取消通知年月日

ス)延滞金減免情報

1. 申請年月日、2. 開始年月日、3. 終了年月日、4. 減免事由、5. 延滞金減免率、6. 決裁年月日、7. 通知年月日、8. 取消起案日、9. 取消事由、10. 取消決裁年月日、11. 取消通知年月日

セ)差押情報

1. 起案年月日、2. 財産種類、3. 登録機関(第三債務者)、4. 滞納金額、5. 差押財産、6. 決裁年月日、7. 差押年月日、8. 解除起案日、9. 解除事由、10. 解除決裁年月日、11. 解除年月日

ソ)参加差押情報

1. 起案年月日、2. 財産種類、3. 登録機関(第三債務者)、4. 執行機関名、5. 滞納金額、6. 参加差押財産、7. 決裁年月日、8. 差押年月日、9. 解除起案日、10. 解除事由、11. 解除決裁年月日、12. 解除年月日

タ)交付要求情報

1. 起案年月日、2. 事件種類、3. 執行機関名、4. 事件番号、5. 滞納金額、6. 交付要求財産、7. 決裁年月日、8. 差押年月日、9. 解除起案日、10. 解除事由、11. 解除決裁年月日、12. 解除年月日

チ)処分停止情報

1. 起案年月日、2. 該当条項、3. 調査顛末、4. 滞納金額、5. 決裁年月日、6. 通知年月日、7. 取消起案日、8. 取消事由、9. 取消決裁年月日、10. 取消通知年月日

ツ)時効中断情報

1. 中断停止区分、2. 債務の承認日、3. 時効中断事由、4. 停止開始日、5. 停止終了日、6. 時効停止事由、7. 滞納金額

テ)搜索情報

1. 搜索年月日、2. 搜索時刻、3. 搜索場所、4. 立会人、5. 財産(名称・数量・性質)

ト)承継情報

1. 承継年月日、2. 被相続人、3. 滞納金額、4. 相続人、5. 相続割合

ナ)財産情報

1. 電話加入権、2. 不動産(土地・建物)、3. 預貯金、4. 保険契約、5. 給与、6. 年金、7. 自動車、8. 動産、9. その他債権

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・収納管理情報ファイル ・滞納管理情報ファイル 	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納管理システムに登録されている職員のみログイン可能とする。 ・個人番号による照会権限を与えられた職員のみ参照可能とする。 ・目的外の入手が行われていないかを確認するため、アクセスログを取得し定期的に点検を実施する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の表示は特定の画面・帳票のみとし必要最低限の情報のみ表示する。 ・端末へのログインに際しては静脈認証を義務付ける。 ・滞納管理システムのログインに際してはID・パスワードを要求する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納管理情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへの他業務からのアクセスは禁止している。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な管理方法	個人番号による照会権限を与えられた職員のみ参照可能とする。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・来庁者から見える位置にある端末については、ディスプレイにスクリーンを被せることにより対策を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・長時間端末の操作が確認されない場合は、自動的に端末のログイン画面に戻る仕組みを採っている。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・誤って特定個人情報が記載された文書を出力した場合は即時破棄する。 ・アクセスログにより、不正に利用されていないか追跡できる仕組みを構築している。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、受け渡しの日時・データ内容を記録する。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

その他の措置の内容	委託業者および再委託業者による個人情報の持ち出しを禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・作業者を限定するために、委託業者の名簿の提出を義務付けている。 ・利用を終了した特定個人情報については消去したことを証明する書類の提出を義務付けている。 		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	受け渡しの日時・データ内容を記録する。 提供・移転先より適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	
その他の措置の内容	サーバ室へ入室できる者および特定個人情報を参照できる者を制限することにより、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている		
リスクへの対策は十分か	[]	十分である	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置></p> <p>①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>②番号連携サーバは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>③番号連携サーバと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置></p> <p>①番号連携サーバの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[]	十分に行っている	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 2) 十分に行っている <input type="checkbox"/> 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[]	発生なし	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 発生あり <input type="checkbox"/> 2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・閉域ネットワーク上にサーバを設置することにより、外部ネットワークとの通信を切断する。 ・パソコンへのソフトウェアインストール制限を行い、不正プログラムのインストールを防止する。 ・日次での従サーバーへの本ファイルの副本のバックアップを行うことで、障害等による突然の情報の滅失に備える。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
真に必要な場合を除き、特定個人情報を含む情報資産の持ち出しは行わない。			
8. 監査			
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市セキュリティーポリシーに基づき自己点検をするとともに、3年に1回内部監査を受検し、適正化を図っている。 ・毎年e-ラーニングによる、管理職員又は一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、その取り扱いに関する知識や技術を習得させる。 		
10. その他のリスク対策			

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 総務管理部 総務管理課 電話 025-526-5111
②請求方法	上越市個人情報保護条例(第12条、13条、14条、15条、15条の2、16条)に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 財務部 収納課 電話 025-526-5111
②対応方法	・問合せを受け付け、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては、関係部署等と連携しながら事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年12月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年12月24日
②方法	上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会による特定個人情報保護評価書の内容審査
③結果	承認

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納課長 三上 洋史	収納課長 北島 賢行	事後	人事異動に伴う単なる所属長の職名の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納課長 北島 賢行	収納課長 廣田 聡	事後	人事異動に伴う単なる所属長の職名の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行うほか、国民健康保険税、保育料、公営住宅使用料の徴収及び滞納整理を行う。	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行うほか、国民健康保険税、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅使用料の徴収及び滞納整理を行う。	事後	債権一元化に伴い、取り扱う債権が増えたものであり、事務の利用内容について変更は生じない。
平成29年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	収納課、税務課、国保年金課、建築住宅課、保育課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グループ	収納課、税務課、国保年金課、建築住宅課、保育課、高齢者支援課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グループ	事後	債権一元化に伴い、取り扱う債権が増えたことにより、取扱部署が増えたもの。事務の利用内容について変更は生じない。
平成30年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ① 入手元 評価実施機関内の他部署	市民課、税務課、保育課、国保年金課、建築住宅課	市民課、税務課、保育課、国保年金課、建築住宅課、高齢者支援課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グループ	事前	債権一元化に伴い、取り扱う債権が増えたことにより、取扱部署が増えたもの。事務の利用内容について変更は生じない。
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	収納課長 廣田 聡	収納課長	事後	様式変更のため
令和4年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④	再委託する	再委託しない	事後	照会に際し委託会社に確認した結果、再委託がなくなったことを確認したため

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
52	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

令和4年3月25日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)の規定に基づき、当市に寄附を行った者のうち、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)を希望する者から、当市に申告特例申請書の提出があった場合に、当該希望者の住所の所在地の市町村長に対し、申告特例通知を行うもの。
③システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAX)

2. 特定個人情報ファイル名

寄附金税額控除申告特例通知書情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条及び別表第一の第16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	用地管財課
②所属長の役職名	用地管財課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	上越市 財務部 用地管財課 財産運用室 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話025-520-5642
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月10日	IV リスク対策-4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	委託しない	十分である	事前	